

震災復興の埋蔵文化財調査の迅速化に向けた直近の取組及び現在の状況

文化庁資料

直近の取組(平成25年3月)

- ◆ 防災集団移転に当たり、発掘調査の前倒しが可能であることを周知(国交省と連名通知)
- ◆ 大船渡市からの埋蔵文化財の取扱いや発掘調査迅速化の要望に回答(他の被災自治体にも周知)
- ◆ 全国の自治体に、職員派遣(発掘調査の民間活用や報告書作成のための)を依頼

現在の状況

1 専門家の派遣

- ◆ 平成25年度上半期(4月1日～)からの埋蔵文化財職員の被災地への派遣 60名
 - ◎ 3県及び県内沿岸市町村の体制強化 204人(24年10月) → 229人(25年4月)
 - ◎ 4月19日に、全ての派遣職員を対象に、業務の共通理解のための研修会を開催(盛岡市)
- ◆ 文化庁文化財調査官の被災地への派遣
(福島県の要請を受け 平成24年度末～25年度当初の期間)

2 作業員や重機等の機材確保

- ◆ 民間活用(発掘作業員、重機等の調査機材の一括発注)の知見を有する自治体職員を沿岸市町村に一定期間派遣
(市町村の要望に基づき、まず、宮城県(気仙沼市、南三陸町、女川町)と福島県(南相馬市)で順次実施)

震災復興に伴う埋蔵文化財の発掘調査について

(参考)

復興による生活再建と、地域の歴史・文化の再発見の両立のため、埋蔵文化財の発掘調査について3つの柱により迅速に対応する。

1. 発掘調査の弾力化（簡略化と迅速化）

- (1) 発掘調査の弾力的な取扱いが可能であることを周知（H24年4月，H25年2月に通知）
（従前の調査による知見があれば，試掘・確認調査は原則不要）
- (2) 発掘調査の迅速化方策を具体的に周知（H24年4月に通知）
（発掘調査期間を厳守すること，民間団体の導入も含めて調査体制を充実すること）
- (3) 防災集団移転に当たり，発掘調査の前倒しが可能であることを周知（H25年3月に国交省と連名通知）

2. 発掘調査体制の充実

- (1) 発掘調査の指導監督を行う専門家を，全国の自治体の協力を得て，被災地に派遣
（H24年度 32人 → H25年度 60人）（阪神淡路大震災では3年間で延べ121人を派遣）
- (2) 3県と県内沿岸市町村も，自主的に発掘体制を強化（H24年10月→H25年4月）
（岩手県59→72人，宮城県85→93人，福島県60人→64人 計204人→229人）
- (3) 作業員や重機等の機材確保（知見ある自治体職員を派遣）

3. 発掘調査費用の確保

- 「復興交付金」により地方負担を軽減（これまでの交付実績 約24億円）
（通常補助（50%）＋追加補助（25%）＋交付税措置，により全額を国で保障）